

今季のインフルエンザ

予防接種

のお知らせです



接種期間：令和1年10月1日～令和2年3月31日

注) ワクチンが十分な効果を維持する期間は接種後約2週間から約5か月とされています。各医療機関では期間内に計画的な接種をしていますので、早めにご自身で予約をして指示に従ってお受けください。

定期予防接種

《対象者》：インフルエンザの予防接種を希望する方で、接種日に次の年齢に達している方。

- ◆ 65歳以上の方
- ◆ 60歳以上65歳未満の方のうち、心臓・腎臓・呼吸器の病気で日常生活が極度に制限される程度の障害がある方と、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

《接種費用》：個人負担金 **1,000円** を医療機関の窓口でお支払ください。

※ 郡外の医療機関で接種を希望する方は保健センターまでご連絡ください。

任意予防接種補助

《対象者》： ◆ 接種日において、生後6か月～高校3年生相当年齢の方

◆ 妊婦の方

《補助額》：期間内に接種した費用の全額

(13歳以上の方は医師が特に必要と認める場合を除き、1回の接種です。)

《申請方法》：接種後に保健センターまたは六合支所まで申請にお越し下さい。

《申請に必要な物》：領収書(原本)・接種したことがわかるもの(予診票の写し又は接種済証又は母子手帳)・妊婦の方は母子手帳・認印・振込先の分かる書類(ゆうちよの場合は通帳をご持参ください)

※ 接種後は早めに申請をしてください。



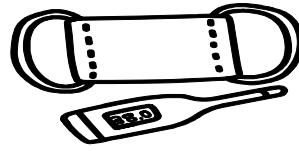
お問い合わせ

中之条町保健センター (0279)75-8833
六合支所 (0279)95-3111

インフルエンザ予防接種は接種の義務はありません。ご本人(又は保護者)が希望する場合のみ受けてください。接種に際してはインフルエンザ予防接種を理解し、納得して頂いた上で予診票に署名をしてください。

【裏面もお読みください】

インフルエンザとその予防



【インフルエンザとは】

インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどをするによりウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことで感染します。流行は通常初冬から春先にみられますが、ときには春期、夏期にもみられます。

典型的な症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などで、のどの痛み、鼻汁などの症状も見られます。普通の風邪に比べて全身症状が強いのが特徴です。気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することが多いのもインフルエンザの特徴です。

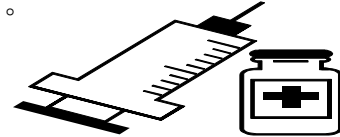
また、インフルエンザは流行が始まると、短期間に乳幼児から高齢者まで膨大な数の人を巻き込むという点でも普通の風邪とは異なります。

【インフルエンザの予防】

基本は、流行前に予防接種を受けることです。また、空気中に拡散されたウイルスによって感染するので、人混みは避けましょう。また、常日頃から十分な栄養や休息をとることも大事です。

外出時のマスクや帰宅時のうがい、手洗いは普通の風邪の予防と併せてお勧めします。

インフルエンザワクチン接種



1. ワクチンについて

インフルエンザは毎年流行するウイルスが異なります。前シーズン流行の分析結果を基にA型2種類・B型2種類に対応する『4価ワクチン』が導入されています。

13歳以上の方は0.5mlを皮下に1回接種します。また、13歳未満の方は免疫効果を考慮して1週間～4週間の間隔をおいて皮下に2回接種します。(生後6か月～3歳未満は1回の接種量が0.25mlです。)

なお、13歳以上の基礎疾患のある方で著しく免疫反応が抑制されている方は医師が必要と判断した場合に限り、2回接種することがあります。

予防接種で使うワクチンには生ワクチンと不活化ワクチンとトキソイドがあり、異なった種類のワクチンを接種する場合に間隔を守ることが必要です。生ワクチンの接種を受けた方は通常27日以上の間隔、不活化ワクチン又はトキソイドの接種を受けた方は、通常6日以上の間隔をそれぞれあけてインフルエンザを受けて下さい。また、インフルエンザは不活化ワクチンです。

接種後は6日以上あけて他の予防接種を受けて下さい。

2. 接種ができない人

- ① 接種当日、明らかに発熱のある人。(通常、体温が37.5℃を超える場合をいいます。)
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人。
- ③ インフルエンザワクチンに含まれる成分によって、アナフィラキシー(急性のアレルギー反応)を起こしたことが明らかな人。
- ④ 上記に掲げる人のほか、予防接種を行うことが不適当な状態であると医師に判断された人。

3. 接種に際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

次のいずれかに該当する人は、健康状態や体質等を担当の医師にしっかり伝え、よく相談した上で接種を行って下さい。

- ① 心臓病・呼吸器の病気(気管支喘息を含む)、腎臓、肝臓病、血液の病気等の基礎疾患を有する人。
- ② 過去、予防接種を受けた後2日以内に発熱、発疹、じんま疹などのアレルギー症状を疑う異常がみられた人。
- ③ 今までにけいれんを起こしたことがある人。
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされているか、近親者に先天性免疫不全症の方がおられる人。
- ⑤ インフルエンザワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のもので皮膚に発疹が出たり、体に異常をきたす等のアレルギー反応を起こすおそれのある方

4. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 接種後30分間は、急な副作用が起こることがあります。医師(医療機関)とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ② インフルエンザワクチンの副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ③ 入浴は差し支えありませんが、接種した部位を強くこすことはやめましょう。
- ④ 接種当日はいつも通りの生活をしてもかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- ⑤ 接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身のじんま疹、嘔吐を繰り返す、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、医師の診察を受けて下さい。

また、診察を受けた場合は速やかに役場保健センターまでご連絡下さい。

5. インフルエンザ予防接種の副反応

予防接種の跡が、赤みを帯びたり、腫れたり、痛んだりすることがあります。僅かながら熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることもありますが、どちらも通常2～3日のうちに治ります。また、接種後数日から2週間以内に発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害の症状が現れる等の報告があります。

非常にまれですが、ショックやじんま疹、呼吸困難などが現れることがあります。

万が一、重篤な副反応がみられた場合には医療費、及び医療手当等一定の給付を行う制度があります。